

船舶事故調査報告書

令和2年6月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月25日 05時54分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港港口付近 喜屋武埼灯台から真方位334° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯26°07.1′ 東経127°38.9′）
事故の概要	漁船青龍丸は、航行中、干出浜に乗り揚げた。 青龍丸は、プロペラ翼の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 青龍丸、14トン ON2-1009（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.40m×1.42m、FRP ディーゼル機関、427kW、昭和56年12月22日 第296-26691号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年5月22日 令和元年7月29日をもって失効していた。 乗組員 男性 37歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年4月11日 免許証交付日 平成30年10月24日 （令和6年4月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、スタンフレームに破損、舵が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、平均風速 3.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約171cm（糸満）
事故の経過	本船は、操縦者及び乗組員1人が乗り組み、そでいか漁を終え、漁獲物を水揚げすることとし、令和元年12月24日20時00分ごろ、糸満漁港に向け、沖縄島北東方沖の漁場を出発した。 操縦者は、ふだんから乗組員と交替しながら操縦しており、22時

	<p>過ぎ、沖縄県うるま市津^{つげん}壁島東方沖で、乗組員と操縦を交替して就寝し、25日04時過ぎ、糸満港西水路（以下、水路については、「糸満港」を省略する。）入口付近において、乗組員と操縦を交替し、西水路を航行することとした。</p> <p>本船は、西水路の右側を約2ノットの対地速力で航行し、操縦者が、西水路第2号灯浮標、糸満漁港西水路南立標及び西水路第4号灯浮標（いずれも赤灯）を右に見ながら糸満漁港に向かうつもりでいたが、西水路第2号灯浮標を過ぎたところで、西水路に沿って赤色の灯火を表示させて停泊していた大きい作業船（以下「バージ」という。）の存在に気づき、バージにぶつかりそうになったので、バージを避けようと急いで右方に進路を向けた。</p> <p>本船は、バージを避けた後、操縦者が、本来確認すべき糸満漁港西水路南立標の赤灯を見ておらず、進行方向の右に見えた赤灯（南水路第4号灯浮標）を右に見て航行すれば問題ないと思い、この赤灯が西水路第4号灯浮標の赤灯と思い込み、西水路の右側を航行しているつもりで南水路第4号灯浮標に向けて航行した。</p> <p>操縦者は、本船が南水路第4号灯浮標に向けて航行中、05時54分ごろ、衝撃音に気づき、乗組員と共に糸満漁港港口付近の干出浜（ウエンチ）に乗り揚げたことを認めた。</p> <p>操縦者は、本事故の発生を海上保安庁に118番通報するとともに所属の漁業協同組合に連絡した。</p> <p>本船は、機関を後進にして離礁を試みたものの、自力離礁することができなかったので、先に糸満漁港に入港していた僚船に連絡し、僚船によって引き出された後、糸満漁港に入港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 プロペラ翼曲損、写真2 スタンフレーム破損、写真3 舵脱落 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.0mであった。</p> <p>本船は、ふだん、夜間航行時には乗組員が操縦しているが、夜間でも入港する際には操縦者が操縦することとしていた。</p> <p>操縦者は、糸満漁港への夜間の入港経験が豊富にあり、ふだん、夜間に西水路を糸満漁港に向けて航行する際、ブリッジの外に出て、西水路右側に寄り、左側の緑灯を見ることなく、赤灯を見ながら船尾側甲板上で遠隔操縦リモコンで操縦することに慣れており、本事故時、右舷船尾側甲板上で遠隔操縦リモコンで操縦していた。</p> <p>操縦者は、バージを避けようと急いで右方に進路を向けた後、バージを避けて安心したことで西水路を右に外れて航行していることを失念していた。</p> <p>本船のブリッジに備えられているGPSプロッターは、画面に自船の位置等が表示され、正常に作動していた。</p> <p>乗組員は、西水路入口付近で操縦者と操縦を交替した後、ブリッジ</p>

	下の居室で休憩していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、西水路を糸満漁港に向けて航行していたところ、操縦者が、前方に停泊していたバージを避けようと急いで右方に進路を向けた後、バージを避けて安心したことで西水路を右に外れて航行していることを失念し、進行方向の右に見えた南水路第4号灯浮標の赤灯を西水路第4号灯浮標の赤灯と思い込み、西水路の右側を航行しているつもりで航行したことから、南水路第4号灯浮標に向けて航行していることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと推定される。 操縦者は、バージを避けようと右方に進路を向けた後、ふだんから夜間に西水路を糸満漁港に向けて航行する際には、緑灯を見ることなく赤灯を見ながら遠隔操縦リモコンで操縦することに慣れていたことから、GPSプロッターで船位の確認を行わずに赤灯を右に見て航行すれば問題ないと思って航行していたものと考えられる。 操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の船長として乗船してはならなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が西水路を糸満漁港に向けて航行していたところ、操縦者が、前方に停泊していたバージを避けようと急いで右方に進路を向けた後、進行方向の右に見えた南水路第4号灯浮標の赤灯を西水路第4号灯浮標の赤灯と思い込み、西水路の右側を航行しているつもりで航行したため、南水路第4号灯浮標に向けて航行していることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦者は、夜間に西水路を糸満漁港に向けて航行する際、右側の赤灯のほか、左側の緑灯も確認し、水路内を安全に航行するよう周囲の見張りを行うこと。 ・ 操縦者は、夜間に操縦する際、目視により灯光を確認するとともにGPSプロッターで船位の確認も行うこと。 ・ 小型船舶の船長として乗船する場合は、有効な操縦免許証を受有し、所持すること。

付図1 事故発生経過概略図

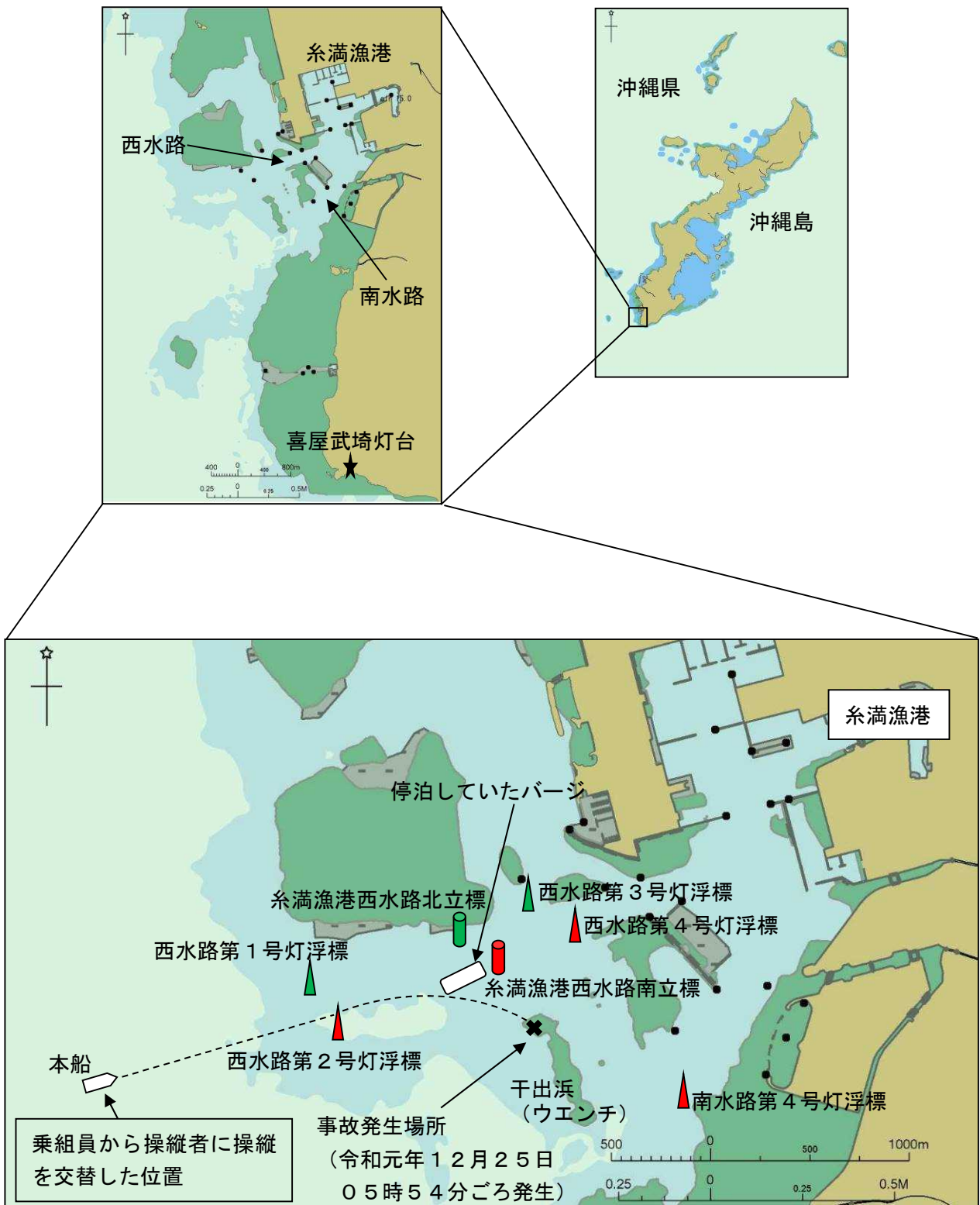


写真1 プロペラ翼曲損



写真2 スタンフレーム破損



写真3 舵脱落

